和田東郭　医案①

一男　其の妻女を哭し、初め妻女の病を省るの時、微邪に感じ、後痛傷の時に至て大いに労倦し、其の邪熱も弥すすみて、遂に命じて疫と云うべき者になり、絶食下利し、時々譫語し、唇舌乾燥す。然るに又暑邪に感じて渇して小便不利し、腹裏　水飲を蓄う。これを推すに、かふかふと鳴り、其の熱の位は、桂枝人参湯の大陽の表熱ありて協熱下利する者よりは、熱の容子ふるびて、小柴胡あたりの熱の位なり。されども右體、暑邪をも受け、渇して小便数等の症もありて、さながら小柴胡ばかり用いる症にもあらず。又附剤を用うべき場合もなし。故に先ず柴苓湯を用いたれば、諸症漸々ゆるみて、下利等も止み、唯譫語耳聾の症残り、腹裏の水飲さばけるに隨いて、水分の動を見したり。これに因て升陽散火に薯蕷・生芐・犀角を加えて用う。